

環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野
実証運営機関の選定の観点

環境省は、以下の観点から環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野実証運営機関の公募に対し提出された申請書類を審査する。

(1) 実証運営機関業務に対する姿勢

- ・環境技術の普及のため、実証運営機関業務を意欲的に遂行する姿勢が認められること。

(2) 組織・体制

- ・実証運営機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること。
- ・組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること。
- ・JISQ9001：2000（ISO9001：2000）「品質マネジメントシステム要求事項」に準拠した品質管理システムと同等の品質管理システムを構築し、文書化し実施すること。
- ・定期的な内部監査を実施すること。
- ・実証運営業務にかかる記録の保持を実施すること。

(3) 技術的能力

- ・責任者（管理技術者）が、海域の環境保全、再生技術に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、評価又はこれらに関する指導に係る十分な業務経験を持つこと。
- ・担当職員が、修士以上（建設、衛生、水産、環境等海域環境に関するものに限る。）又は技術士補以上（建設（河川、砂防及び海岸・海洋あるいは港湾及び空港）、衛生工学部門（水質管理）、水産部門（水産土木あるいは水産水域環境）又は環境部門に限る。）、もしくは海域の環境保全、再生技術に関する業務経験を持つこと、あるいはこれに相当する資格又は業務経験を持つこと。

(4) 公平性の確保

- ・実証機関の選定等の各手続きにおいて、実証機関によって情報や対応が異なるおそれがないこと。
- ・実証運営業務で知り得た技術情報等の機密保持手続きが、実証機関や実証申請者等に

より異なるおそれがないこと。

- ・実証機関が行う実証対象技術の審査及び実証試験の運用等の各手続きにおいて、実証申請者により情報や対応が異なるよう、実証機関に影響を及ぼすおそれがないこと。

(5) 公正性の確保

- ・特定の実証機関や実証申請者等への助言その他行為により、実証運営事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ・実証機関の選定及び実証試験の委託等の各手続きにおいて、特定の実証機関、実証申請者等との利害関係が影響を及ぼすおそれがないこと。
- ・実証機関が行う実証対象技術の審査及び実証試験の運用等の各手続きにおいて、特定の実証申請者等との利害関係が実証機関に影響を及ぼすおそれがないこと。
- ・実証機関や実証申請者からの異議申し立て等に対して、適切な処置、記録および是正処置を実施すること。

(6) 経理的基礎

- ・実証運営機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財務上の独立性があること。
- ・定期的に会計監査を実施すること。

(7) 経費積算等の妥当性

- ・環境省が定める仕様案に基づき、適正に実証運営業務を行えるよう経費の積算がなされていること。
- ・環境省が定める仕様に基づき、適正に実証機関が実証業務を行えるよう、実証機関への委託額又は請負額の積算がなされていること。

(8) その他

- ・環境技術実証モデル事業に関する業務又は実証運営機関の業務に類似する業務について実績を有すること。